



2025年1月31日

各 位

会 社 名 株式会社ファンドクリエーショングループ
代 表 者 名 代表取締役社長 田島 克洋
(コード番号 3266)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 阪本 浩司
(T E L . 03-5212-5212)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、2025年2月27日開催予定の第16回定時株主総会に「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 監査役会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社グループでは企業価値の向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化と迅速な意思決定・業務執行を重視しており、これまでも社外役員比率ならびに社外役員の多様性の向上などを進めてまいりました。

この度、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の一層の強化、権限委任による意思決定と業務執行の迅速化による、更なる企業価値向上を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2025年2月27日開催予定の当社第16回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設その他所要の変更を行うものであります。
- ② 資本政策および配当政策を機動的に行うことが出来るよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。
- ③ その他、上記の変更に伴い所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年2月27日

定款変更の効力発生日 2025年2月27日

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしまして「役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (条文省略) 3 (条文省略) <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、<u>8</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任し</u>

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 (条文省略)

- 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

た監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 (現行どおり)

- 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

第28条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議方法は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第29条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第37条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役責任免除)</u> <u>第38条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の規定する責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>

第39条～第40条（条文省略）

（会計監査人の報酬等）

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第42条（条文省略）

（期末配当）

第43条 当社は、株主総会の決議によつて、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当）

第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

（新設）

（新設）

第45条（条文省略）

第34条～第35条（現行どおり）

（会計監査人の報酬等）

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第37条（現行どおり）

（削除）

（削除）

（剰余金の配当等の決定機関）

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（現行どおり）